

平成 29 年 10 月 1 日から

# 屋外広告物条例・施行規則が変わります

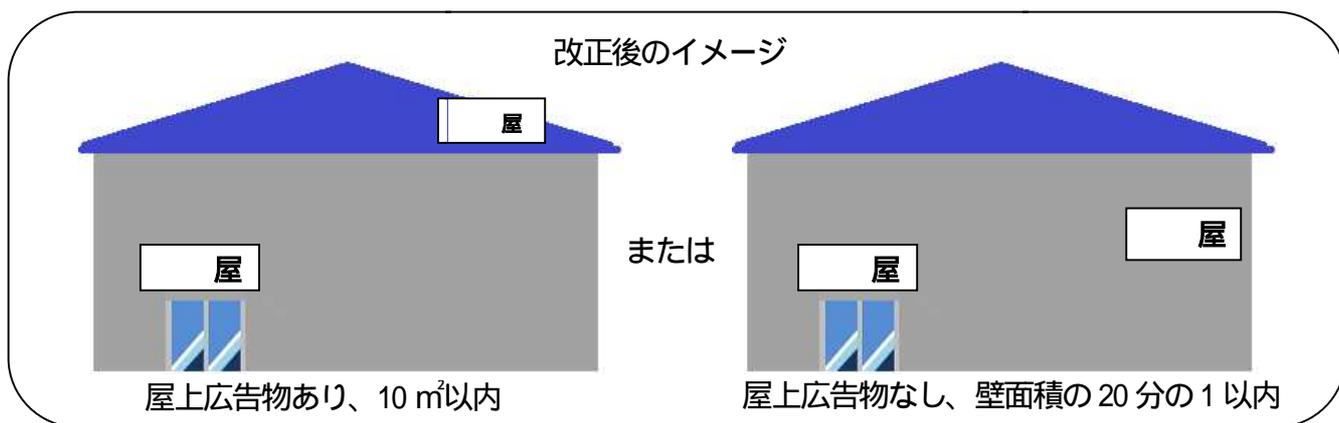
## 1 壁面利用広告物の面積基準

面積基準の緩和（改正箇所は下線部分）

### 住居系許可地域

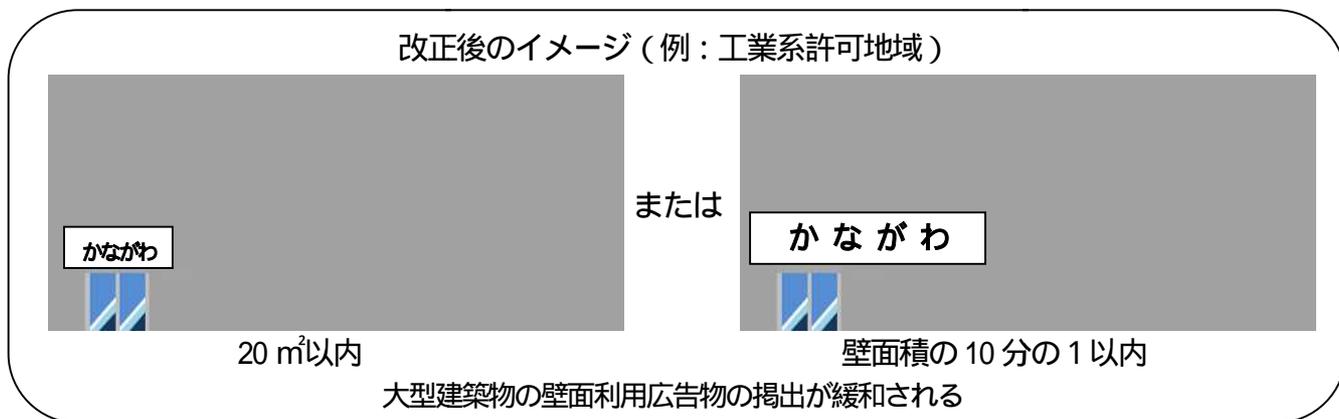
従来の許可面積（一壁面 10 m<sup>2</sup>以内） または 壁面の面積の 20 分の 1 以内  
ただし 10 m<sup>2</sup>を超える場合は、屋上広告物の設置不可

広告物の表示面積の合計は 47 m<sup>2</sup>以内



### 工業系・沿道系・商業系許可地域

従来の許可面積（工業系 20 m<sup>2</sup>・沿道系及び商業系 30 m<sup>2</sup>） または 壁面の面積の 10 分の 1 以内



## 2 壁面利用広告物の高さ基準

箱文字または切文字による表示（全ての許可地域）

建物等の名称及びマークの表示は高さ基準を適用  
しません

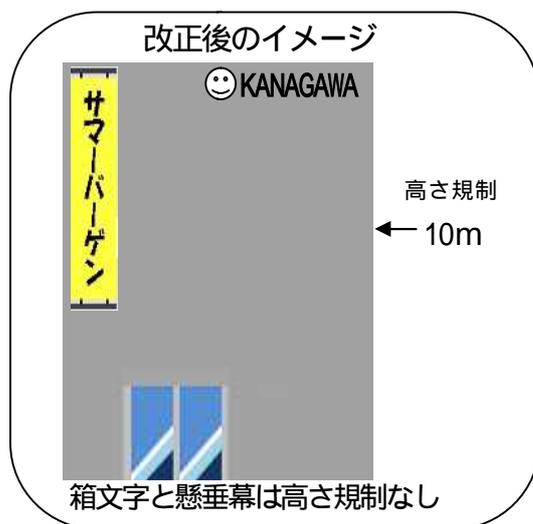
（名称とマークは 1 つずつ可）

懸垂幕（工業系・沿道系・商業系許可地域）

建築物の壁面に懸垂装置を設置し掲出するものは  
高さ基準を適用しません

窓下基準の廃止（全ての許可地域）

2 階・3 階窓下以下の規定がありましたが無効になります



### 3 安全点検の義務化

継続申請時には安全点検が義務付けられました

- ・継続許可を受ける場合は、点検報告書の提出が必要です
- ・点検報告書には、点検時の写真等の添付が必要です
- ・一部の広告物は、有資格者による点検が必要です

### 4 手数料と許可期間の改正

一部の区分・手数料・許可期間を改正

改正一覧（改正箇所は下線部分）

区 分		手数料	許可期間の上限	
貼り紙（100枚ごと <u>50枚ごと</u> ）		500円	1月	
貼り札		50円 <u>300円</u>	1年	
<u>建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの</u>	<u>照明なし</u>	<u>1500円</u> (5㎡ごと)	<u>1年</u>	
	<u>照明あり</u>	<u>2400円</u> (5㎡ごと)	<u>1年</u>	
電柱又は街灯柱を利用するもの		50円 <u>300円</u>	1年 <u>3年</u>	
電車・自動車等の外面を利用するもの		500円 <u>800円</u>	1年	
立看板		100円 <u>300円</u>	1月 <u>3月</u>	
のぼり旗		100円 <u>300円</u>	1月 <u>3月</u>	
広告幕	<u>表示面が固定されていないもの</u>	200円 <u>300円</u>	1月 <u>3月</u>	
	<u>表示面が固定されているもの</u>	<u>照明なし</u>	1500円 (5㎡ごと)	3年
		<u>照明あり</u>	2400円 (5㎡ごと)	3年
標識柱を利用するもの		50円 <u>300円</u>	1年 <u>3年</u>	

建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するものは、許可期間中の内容変更許可不要

### 5 処分基準の設定

違反屋外広告業者に対する処分基準を設定

くわしくは...

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課 景観まちづくりグループ 電話 045-210-6209  
または各申請窓口にお尋ねください。